

業務及び財産の管理に関する計画書

[金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第14条に基づく計画書]

平成13年2月6日

新潟商銀信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	1
1. 円滑な事業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 地域経済への配慮	1
5. 内部管理体制の整備	1
6. 旧経営陣等の責任追及体制の整備等	1
II 業務の暫定的な維持・継続による金融仲介機能の維持の方針	2
1. 基本運営方針	2
2. 管財人会議・業務運営会議の設置	2
3. 個別業務運営方針	2
(1)与信業務運営方針	2
(2)資金調達業務運営方針	3
(3)投資業務運営方針	3
(4)経費運営方針	3
(5)その他の業務運営方針	3
III 事業譲渡等を円滑に行うための方策	3
1. 経営責任の明確化	3
(1)旧経営陣の辞任等	3
(2)役員退職慰労金	3
2. 経費の削減	4
(1)人員及び人件費の削減	4
(2)物件費の削減	4
3. 店舗統廃合	4
4. 保有資産の処分	4
5. 内部管理体制の整備	4
6. 不良債権の回収強化	4
IV 法令等の遵守	5
V 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に 実施するための体制整備等	5

I 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当組合は、平成 12 年 8 月 25 日、金融再生委員会に対し「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第 68 条第 1 項に基づく申出を行いました。

これを受けて平成 12 年 8 月 25 日、金融再生委員会より、金融再生法第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けるとともに、同日付で「業務及び財産の管理に関する計画」の作成命令を受けましたので、金融再生法第 14 条に基づき、「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針を定めます。

1. 円滑な事業譲渡の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、当組合の事業価値の劣化防止及び預金の流出防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施いたします。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

3. 公的費用の極小化

金融再生法の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を適切に遵守しながら資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の在日韓国人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に抑え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受け皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

6. 旧経営陣等の責任追及体制の整備等

当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法第 18 条の趣旨に基づき、内部調査体制を整備し旧経営陣等の責任を明確にいたします。

II 業務の暫定的な維持・継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

特に、当組合が韓国系の協同組織金融機関であること、中小零細な取引先を中心であることに配慮し、善良かつ健全な取引先への資金供給や顧客利便を損なうことのないように業務を継続するとともに、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

具体的な業務については、上記方針の下、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置

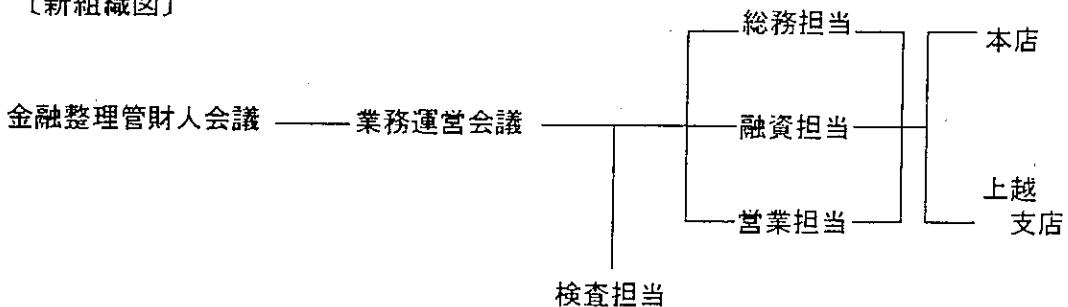
当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人2名により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。

また、金融整理管財人2名、金融整理管財人補佐人2名と当組合職員との間で十分な審議を行うとともに、意思疎通を図り、業務運営の透明性を確保するため管財人会議の下部組織として「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

なお、本部組織として、検査、総務、融資、営業の各責任者を新設し、本部の指導体制を整備していきます。

[新組織図]



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めるとともに、実行に際しては、組合自らの危険負担においてなされるものであることを十分理解の上行います。

具体的な与信方針は以下のとおりです。

①債務者区分別与信方針

「正常先」については、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応えていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分に審査し、適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、原則として与信は行いません。

「純新規先」についても、原則として与信は行いません。

②資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③与信残高上限

「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものといたします。

「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものといたします。

④与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努めます。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、全信組連等の関係機関と綿密に連絡をとりながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向及び地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3) 投資業務運営方針

投資業務については、国債等計47百万円と少額保有しておりましたが、順次売却しております。また、今後も新たな投資は行いません。

(4) 経費運営方針

経費支出は、業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5) その他の業務の運営方針

公金業務、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

III 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

破綻公表時の経営陣は、平成12年8月25日に金融整理管財人が選任される同時に、常勤役員全員（理事長、副理事長の2名）が辞任しております。

また、非常勤役員に対する役員報酬は支給しておりません。

なお、役員報酬については、今後も一切支払わない方針です。

(2) 役員退職慰労金

上記の辞任役員及び今後退任する役員に対する役員退職慰労金は、一切支給しない方針です。

また、平成10年6月17日に退任した元理事長及び元専務理事については、役員退職慰労金は支給しておりません。

2. 経費の削減

(1) 人件費の削減

当組合の12年8月末時点の人員は21名で、ここ数年は1~2名の増減にとどまっております。

なお、12月末で職員2名の退職が予定されており、さらに諸手当等の圧縮等により人件費を削減していきます。

(2) 物件費の削減

業務の運営上必要不可欠な支出に限定して、経費の削減に努めます。

〔人件費・物件費推移と削減目標〕

(単位：百万円)

	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期 目標	ピーク比
人件費	146 (ピーク)	142	136	113	▲33 (▲23%)
物件費	110 (ピーク)	97	84	77	▲33 (▲30%)
合計	256 (ピーク)	239	220	190	▲66 (▲26%)

3. 店舗統廃合

現状の2ヶ店存続を基本方針といたします。

4. 保有資産の処分

当組合が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分する方針です。

5. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、各担当者の責任分担の明確化や相互牽制の徹底化を図ります。

具体的には、金融整理管財人、補佐人を責任者として、帳簿書類等に基づくチェック及び定例検査を実施することにより適正な業務が行われているのかを確認することとします。

6. 不良債権の回収強化

事業譲渡に係る費用の極小化及び資産劣化防止を図るため、不良債権の管理・回収体制の充実・強化を図ります。

具体的には、管理表及び回収計画の作成による管理の徹底、回収の強化を図ります。

IV 法令等の遵守

中小企業等協同組合法、その他関係法令を遵守し、金融再生法の趣旨に則り、適格な業務運営を行うことを組合内に徹底してまいります。法令、命令、諸規則に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

V 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

金融再生法第18条による旧経営陣への責任追及等については、当組合の規模に鑑み、弁護士である金融整理管財人を主担とした責任解明調査会議を中心に調査を進めており、責任追及を具体的に行うにあたっては、更に公認会計士や地元弁護士の協力を求めて遂行していきます。